



4 暮らしの助成・割引・減免

交通

●真庭市コミュニティバス「まにわくん」運賃の割引

内容 真庭市コミュニティバスを利用する場合に、降車時に運転手に障害者手帳を提示することで障がい者割引（5割引）が適用されます。また、くらし安全課では障害者手帳を普段携行しない方への割引証明として、運賃減免許可証を交付しています。

対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ② 身体障害者手帳第1種の交付を受けている者の介護者
- ③ 療育手帳の交付を受けている者の介護者

問合せ くらし安全課 TEL 0867-42-1017 FAX 0867-42-1319 又は各振興局

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 障害者手帳

●各種交通機関運賃の割引

内容 身体障害者手帳又は療育手帳の提示により各交通機関の割引が受けられます。交通機関の割引については、障がいの等級等により、「第1種」「第2種」に区分されており、その種別に応じて、割引の適用範囲が異なります。

【第1種】：障がい者本人と介護者1名割引 【第2種】：障がい者本人のみ割引

問合せ 利用される各交通機関

各公共交通	手帳	内容
JR 運賃	身体、知的	JR を利用する場合に運賃が割引されます。（単独利用は、片道100km を超える場合のみ）
電車運賃	身体、知的	電車を利用する場合に運賃が割引されます。
バス運賃	身体、知的、（精神）	バスを利用する場合に運賃が割引されます。
航空旅客機運賃	身体、知的	12歳以上の障がい者が飛行機（国内線）を利用する場合に運賃が割引されます。
タクシー運賃	身体、知的、精神	タクシーを利用する場合に、運賃が1割引となります。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も、同様の割引を受けられる場合があります。

●重度心身障害者タクシー利用助成

内容 市内に住所があり、在宅の重度心身障がい者の方を対象に、タクシーを利用する料金の一部を助成します。ただし、障がいのある方の通院・通所交通費の併用受給はできません。

助成内容 利用券 月額3,000円（年間36,000円）
※申請のあった月の翌月から月額3,000円分を交付します。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

障がい／等級	1級	2級	3級
視覚障がい	○	○	
聴覚障がい		○	
上肢機能障がい	○	○	
上・下肢機能障がい	○	○	
下肢機能障がい	○	○	○
体幹機能障がい	○	○	○
知的障がい	療育手帳のA判定		

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 障害者手帳

●障がいのある方の通院・通所交通費助成

内容 真庭市内に住所を有し、障がいのある方の通院・通所に必要な交通費の一部を助成する制度を設けています。

①人工透析患者通院交通費助成	腎不全などの腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けるために通院された方
②特定疾患医療附帯療養交通費助成	特定疾患治療研究事業にかかる治療を受けるために1か月に4回以上通院をされた方
③心身障害児・者及び精神障害者通所授産施設等通所交通費助成	授産施設等へ1か月の開所日のうち半数以上通所された方
④療育訓練通所交通費助成	療育訓練を受けるため片道20km以上ある専門療育機関又は医療機関へ1か月に2回以上通所された18歳未満の方

助成金額

①人工透析②特定疾患③授産施設等通所

通院・通所距離（片道）	助成金額（月額）
1 km未満	1,000 円
1 km以上 5 km未満	2,000 円
5 km以上 10 km未満	3,000 円
10 km以上 15 km未満	4,000 円
15 km以上 20 km未満	5,000 円
20 km以上	7,000 円

④療育訓練

通所距離（片道）	通所回数（1か月）	助成金額（月額）
20 km以上	2回または3回	3,500 円
20 km以上	4回以上	7,000 円

※ ①～④までのすべての制度は、重度心身障害者タクシー利用との併用はできません。

※ 助成金は、毎年4月から9月まで及び10月から3月までの2期に区分し、それぞれの期ごとに申請が必要です。

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●有料道路通行料金の割引

内容 移動などにハンディキャップを負う障がい者の社会参加を促進するため、有料道路の通行料金を割り引く制度です。事前に障がい者の方一人につき一台の自動車を登録し、有料道路の料金所で手帳を提示することで通常料金の半額割引を受けることができます。また、ETCも割引登録が可能です。

対象者

- ・身体障害者手帳第2種・・・身体障がい者本人が自動車を運転する場合の割引
- ・身体障害者手帳第1種、療育手帳A判定・・・重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者が乗車し、介護者が自動車を運転する場合の割引（本人割引可。）

※精神障害者手帳や療育手帳B判定は、対象外です。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
 - ② 障害者手帳
 - ③ 車検証
 - ④ 運転免許証（本人運転の場合）
 - ⑤ ETCカード（18歳以上は障がい者本人名義に限る）
 - ⑥ ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
- （⑤⑥はETC利用申請をする場合のみ）

有効期限

- ・申請日から対象者の2回目の誕生日の前日まで（更新申請の場合約2年）
- ・更新申請は有効期限の2か月前から可能。（ETC利用の場合、2週間前までに更新してください。）
- ・自動車やETC車載器の変更をした場合は、変更申請が必要です。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●自動車運転免許の取得費の助成

内容

障がいのある方が自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

対象者

次のすべてに該当する方

- ① 真庭市に住所を有する方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 「障がい者の雇用の促進等に関する法律」による運転免許取得に関しての助成を受けていない方
- ④ 自動車運転免許の取得することによって、就労など社会参加が見込まれる方

助成金額

自動車運転免許取得費用の3分の2。上限10万円

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
 - ② 障害者手帳
 - ③ 印鑑
- ※ 助成申請前に運転免許を取得した場合は対象外です。
※ 所得制限があります。

●障害者自動車改造費の助成

内容

就労等のため、障がい者本人が使用し運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある方に、改造費の一部を助成します。

対象者

次のすべてに該当する方

- ① 真庭市に住所を有する方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた方で、上肢、下肢、体幹又は運動機能の障がいを有する障がい程度が1級、2級又は3級に該当する方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

助成金額

自動車改造費用の3分の2。上限10万円

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
 - ② 障害者手帳
 - ③ 改造を行う業者の見積書
 - ④ 印鑑
- ※ 助成申請前に改造した場合は対象外です。
※ 所得制限があります。

●福祉車両購入費助成

内容 身体障がい者の方又は介護者の方が福祉車両（障がい者が乗降しやすい座席を有している車両、車いす等のまま乗降できる装置を設けた車両）を購入しようとする場合にその費用の一部を助成します。

対象者 次のすべてに該当する方

- ① 真庭市に住所を有する方
- ② 身体障害者手帳を所持し、車いす、ストレッチャーを使用しなければ移動が困難と認められる者（以下「障がい者」という。）又は障がい者と生計を同一とする介護者
- ③ 障がい者の属する世帯全員が自動車税、軽自動車税及び住民税の滞納がないこと。

助成金額 福祉車両購入金額と通常車両販売価格との差額の2分の1。
上限 10万円

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 **窓**
 - ② 身体障害者手帳
 - ③ 運転する者の運転免許証の写し
 - ④ 世帯全員の自動車税、軽自動車税及び住民税の納税証明書
 - ⑤ 福祉車両の購入等を依頼した販売店等からの改造車及び非改造車の経費の見積書
 - ⑥ 印鑑
- ※ 助成申請前に福祉車両を購入した場合は対象外です。
※ 所得制限があります。

●ほっとパーキングおかやま

内容 車いすマークの駐車場（身体障がい者等用駐車場）の適正利用を図るためにできた制度です。対象者に専用の利用証を交付することで、県が協定を結んだ施設に確保された駐車スペースへ、優先して駐車できるようになります。

対象者 次ページ、表の通り

【期限なし（緑）】
身体・知的・精神障害のある人、高齢・難病の人



【期限あり（赤）】
妊産婦、けが人、その他歩行が困難な人

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 **窓**
- ② 障害者手帳、母子手帳等

※期限の到来後や、対象でなくなった場合は利用証の返却が必要です

問合せ 福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●駐車禁止除外指定車標章の交付

内容 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいのために歩行が困難と認められる方、療育手帳Aの交付を受けている方又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

※ 車両を所有していない方でも、標章の交付が受けられます。

※ タクシーや他の方の車両に乗車する場合でも、標章を使用できます。

対象者 次ページ、表のとおり

問合せ 住所地を所轄する警察署の交通課

真庭市の場合：真庭警察署 交通課 TEL 0867-44-6110

《ほっとパーキングおかやま及び駐車禁止除外指定車標章の交付の対象者一覧表》

障がいの区分		ほっとパーキングおかやま	駐車禁止除外指定車標章	
身体障害者手帳	視覚障がい	1～4級	1～3級・4級の1	
	聴覚障がい	該当なし	2・3級	
	平衡機能障がい	3・5級	3級	
	上肢不自由	1・2級	1級・2級の1, 2	
	下肢不自由	1～6級	1～4級	
	体幹不自由	1～3・5級	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1～6級	1～4級
	心臓機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	じん臓機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	呼吸器機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	小腸機能障がい	1・3・4級	1～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～4級	1～3級	
肝臓機能障がい	1～4級	1～3級		
療育手帳	A	A		
精神障害者保健福祉手帳	1級	1級		
その他	要介護高齢者、難病患者、けが人（※）、妊産婦等	戦傷病者手帳の特別項症～第4項症に該当する方の一部、色素乾皮症患者		

※ほっとパーキングおかやまについて、けが人や、上記以外の理由で歩行困難な場合は、医師の診断書・意見書等による歩行困難であることがわかる書類が必要です

●福祉車両（車いす送迎車）の貸出

内容 車いす使用者の家族の方、車いす使用者を移送するボランティアの方などに福祉車両（車いす送迎車）の貸出をしています。

※ 連続利用日数は、原則として4日以内です。

問合せ 真庭市社会福祉協議会 真庭市久世 2928

TEL 0867-42-1005 FAX 0867-42-2263

●福祉移送サービス

内容

車いすを利用されている人など、バスやタクシー等の公共交通機関の利用が困難な方のために、福祉車両で送迎するサービスです（有償）。

利用するためには、事前に登録が必要です。福祉課又は各振興局にご相談の上で申請してください。申請後、訪問調査・審査を経た上で認定された場合に登録されます。

※ 移送サービスの範囲は真庭市及び隣接する市町村です。

対象者

真庭市内に住所を有し、日常の外出において、他人の介助によらずに移動することが困難であり、自家用自動車又は公共交通機関等での移送が困難で、次のいずれかに該当する在宅の方

- ① 介護保険法の規定により要介護・要支援と認定された方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
- ③ その他の障がい有者の方（発達障がい、高次脳機能障がいなど）
- ④ その他市長が特に認めた方（難病の為、前記と同程度の障がいがあると認められる方等）

利用回数

原則として月6回まで

利用料金

登録料と利用料が必要です。

- ・ 登録料 1年間 1,200円
- ・ 利用料 15分につき 250円（10枚つづりのチケット制）

※ 利用者が乗車し、移送した時間が対象となります。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 障害者手帳、介護保険被保険者証等
- ③ 印鑑（自署の場合は不要）

手続きの流れ



利用の注意点

- ・ 原則として、在宅での日常生活、社会参加に必要な移送を対象とします。
- ・ 運転手は、身体介助はできません。車いすへの移乗などに介助が必要であれば、障がい者移動介助など別のサービスを手配してください。
- ・ 介助者の同乗が必要な場合は、家族等と一緒に同乗してください。
- ・ 車両は、リフト車、スロープ車、回転シート車を用意しています。（一部ETC搭載）
- ・ 駐車料金、有料道路通行料等が必要な場合には、利用者の負担となります。
- ・ 車いすは、ご希望があればお貸しします。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

税金

● 所得税・住民税の控除

内容

申告により、所得税、市・県民税の所得控除が受けられます。
本人又は扶養者の課税所得から次の額が控除されます。

区分	対象者	障がいの程度	所得税	市・県民税
障害者控除	本人 控除対象配偶者 扶養親族	身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	27万円	26万円
特別障害者控除		身体障害者手帳 1級・2級	40万円	30万円
同居特別障害者控除	同居の控除対象配偶者又は扶養親族	療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級	75万円	53万円

※障がい者本人の前年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合、住民税は課せられません。

問合せ

▶ 所得税・・・勤務先又は久世税務署 TEL 0867-42-0450
聴覚障がい者用 FAX 082-221-9391 広島国税局
▶ 市・県民税・・・真庭市税務課 TEL 0867-42-1114 FAX 0867-42-1240

● 自動車税・軽自動車税又は自動車取得税の減免

内容

障がい者本人又は同一生計者が運転し、障がい者のために利用される自動車に係る税金が減免されます。障がい者 1 人につき、普通車又は軽自動車いずれか 1 台に限ります。「事業用」は除きます。

対象者	所有名義	運転者	用途
18 歳以上の身体障がい者	原則本人	本人	限定なし
18 歳未満の身体障がい者	本人又は生計を一にする者	生計を一にする者	○障がい者の通勤、通学、通院、通所、生業又は一時帰省のために、週 1 回又は月 4 回以上、今後 6 か月以上継続して使用。 ○介護保険サービスへの通所、入院中・老人福祉施設入所中の場合は対象になりません。
知的障がい者 精神障がい者			

障がいの区分		普通自動車税	軽自動車税	
身体障害者手帳	視覚障がい	1～4級の1まで		
	聴覚障がい	2・3級		
	平衡機能障がい	3級		
	音声機能障がい	3級（気管を開口している場合）		
	肢体不自由	上肢	1・2級	
		下肢	1～6級	
		体幹	1～3・5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級（一上肢のみを除く）	
移動機能		1～6級		
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい		1・3級		

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 障害者手帳
- ③ 車検証
- ④ 運転免許証
- ⑤ 印鑑

【申請時期】

- 普通自動車税
減免する自動車の内容により異なるためお問い合わせください。
- 軽自動車税
5月1日～納期限まで

	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1～3級
	肝臓機能障がい	1～3級
療育手帳		療育手帳 A
精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証所持者のみ)		1級

※ 家族等運転の場合は別に定めがありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ・減免申請の窓口

- ▶ 普通自動車税・・・岡山県美作県民局税務部 TEL 0868-23-1272 FAX 0868-24-3445
- ▶ 軽自動車税・・・真庭市税務課 TEL 0867-42-1114 FAX 0867-42-1240
- ▶ 環境性能割・・・[普通車] 岡山県備前県民局 税務部課税課 自動車審査班
TEL 086-286-8770 FAX 086-286-8777
[軽自動車] 岡山県備前県民局 税務部 久米分室
TEL 086-245-6200 FAX 086-245-6909

●その他の税金の控除

区分	内容	窓口
相続税の控除	障がい者が相続により財産を取得する場合に、障がいの程度、年齢に応じて相続税の控除が受けられます。	
贈与税の非課税	特定障がい者（特別障がい者及び一定の要件を満たす障がい者）が贈与を受ける場合に「特定障害者扶養信託契約」により、金銭・有価証券その他の財産を信託銀行等に信託したときは、その信託価格のうち 6,000 万円（特別障がい者以外の場合は 3,000 万円）まで非課税となります。	久世税務署 TEL 0867-42-0450 聴覚障がい者用 FAX082-221-9391 広島国税局
扶養共済制度掛金の控除	岡山県心身障害者扶養共済制度の掛金が所得から控除されます。	
利子等の非課税（マル優）	元本が 350 万円までの預貯金等（預貯金、貸付信託、公社債等）の利子が非課税となります。	預貯金先の金融機関
個人事業税の非課税	重度の視覚障がい者（失明又は両眼の視力が 0.06 以下）が行う、はり・きゅう・あんま等の医療に類する事業は非課税となります。	岡山県美作県民局税務部 TEL 0868-23-1272 FAX 0868-24-3445

●住宅のバリアフリー改修による税制上の優遇措置

内容

国が定める期間内に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置を受けることができる特例措置です。条件がありますので、詳しくはそれぞれの管轄へお問い合わせください。

問合せ

- ▶ 所得税・・・久世税務署 TEL 0867-42-0450
- ▶ 固定資産税・・・真庭市税務課 TEL 0867-42-1114 FAX 0867-42-1240

公共料金など

●NHK 放送受信料

内容 次の免除対象者に該当する場合は、NHKの放送受信料の減免を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- ① 放送受信料免除申請書
- ② 障害者手帳
- ③ 印鑑

対象者

全額免除	半額免除
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	世帯主が受診契約者で、下記いずれかの手帳をお持ちの方 ①身体障害者手帳 1 級、2 級又は視覚障がい、聴覚障がい ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ④戦傷病者手帳障特別項症から第 1 款症

問合せ NHK岡山放送局 営業部 TEL 086-214-4740
福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●ふれあい案内（NTTの無料番号案内）

内容 電話帳の利用が困難な方を対象に、無料で電話番号を案内します。事前に登録することにより、NTT電話番号案内（104）が無料で利用できます。

対象者 次のいずれかの手帳をお持ちの方

- ① 身体障害者手帳 視覚障がい 1 級～6 級又は肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1 級、2 級、聴覚障がい 2 級～4 級及び 6 級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい 3 級～4 級
- ② 療育手帳
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 戦傷病者手帳 視力障がい（特別項症～第 6 項症）又は上肢障がい（特別項症～第 2 項症）聴覚障がい（第 2 項症、第 4 項症）、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい（第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症）

問合せ NTT西日本ふれあい案内担当 TEL 0120-104-174

●ふれあいファックス（NTTの無料ファックスサービス）

内容 耳やことばの不自由な方から電話の移転、故障などの相談、サービスの問い合わせなどをファックスで受けることができます。

手順 氏名、ファックス番号、相談内容を記入した任意の用紙を上記フリーダイヤルに送信すると、折り返し回答が送信されます。

料金 通話料・手数料無料（コンビニエンスストアなどに設置されているファックスを使用した場合は、ファックス使用料が必要な場合があります。）

問合せ NTTフリーダイヤル 0120-201-841（広島・岡山・山口・鳥取・島根地域）

●青い鳥郵便はがきの無償配布

内容 年に1回、無料ではがき（20枚）を配布します。詳しくはお近くの郵便局へお問い合わせください。

対象者 身体障害者手帳1級・2級
療育手帳A又は「1度」もしくは「2度」の表記がある方

窓口 お近くの郵便局（簡易郵便局を除く）

●公共施設利用料の減免

内容 公共施設の入場料や利用料等が減免される場合があります。各施設の窓口で手帳等を提示してください。

減免規定のある公共施設等を使用する際、障がい者手帳の代わりに、スマホアプリ「ミライロID」の画面を提示するにより、使用料等の減免サービスを受けることができる場合があります。

「ミライロID」は、スマートフォンに障がい者手帳を登録し、登録画面を提示することで本人確認として利用できる無料アプリです。

※詳しくはミライロIDホームページ (<https://mirairo-id.jp/>)よりご確認ください。



●携帯電話基本使用料等の割引

内容 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料と通話料等が減額される場合があります。ただし、携帯電話会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳しくは利用される携帯電話会社にお問い合わせください。

窓口 各携帯電話会社